

令和8年度 「エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育」のご案内について

(一社)兵庫労働基準連合会

令和7年10月、電離則、特別教育規程の改正により特別教育の実施対象が拡大されたことから、改正に対応した講習を開催します。(電離則52条の5、特別教育規程)。

本教育は、労働安全衛生法第59条(労働者の就業に当たっての措置)・同規則第36条(特別教育を必要とする業務)の規定により厚生労働大臣が定めるものであり、事業者は労働者に対し安全衛生教育等の実施、事業所では、その危険性・有害性のある業務につく者に対する安全対策の一つとして、作業者に義務付けられている特別教育です。

下記の業務には特別教育を修了したものでなければ従事できないことになっています。

標記について、下記の要領で開催致しますのでご案内いたします。

開催日時

回	第1回	第2回	第3回		
年	令和8年	令和8年	令和8年		
日時	6月5日(金)	7月10日(金)	8月20日(木)		
開催地	神戸会場 12F	神戸会場 4F	神戸会場 4F		
受付	3月31日 10時	3月31日 10時	未定		

神戸会場

1 開始時刻 9時00分 <受付開始時間：8時15分～>

2 場所 マークラー神戸ビル4階 or 12階
/兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2
(JR三宮駅東南約400m、徒歩約5分)

3 注意事項
講習会場には使用できる駐車場はありません
(単車等も停められません)。



1 対象業務

エックス線装置又はガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、この装置を取り扱う業務全体に拡大されました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置(いわゆるボックス型の装置)を使用する業務は対象に含まれません。

ここでは、エックス線装置・ガンマ線照射装置取扱業務に従事する者として必要な知識について教育します。

2 定員 概ね100名 or 40名 (申込み状況による室)

3 申込方法 web 予約システム にて申してください。
(定員になり次第受付終了します。)

4 受講料等

(1) <兵庫県下 地区労働基準協会 会員> 受講料¥11,000- テキスト代¥2,200-(共 消費税込) 計¥13,200-
< 非会員 > 受講料¥13,200- テキスト代¥2,200-(共 消費税込) 計¥15,400-

※会員様は、「利用者登録」を法人で行い、事業場名入力時に会員の登録を行っていただく必要があります。

(2) ・銀行振込となります。(振込先を記載した予約完了メールが届きます。)
・テキストは当日に配布します。

※定員内として受領した受講料等は返却できません。受講者変更(原則7日前まで)については連合会ホームページをご覧ください。

5 受講上の留意事項

イ. 受講者は、web 予約受付マイページから印刷した受講票(QRコード付)、本人確認書類(運転免許証、マイナンバー)

ーカード等及び外国人の方は、在留カード)、筆記用具等を必ず持参してください。

- ロ. 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了証を発行できません。
また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。

6 講習科目及び時間割 別紙のとおり <受付開始時間：8時15分～>

- 7 テキスト 「特別教育用テキスト」(兵庫労働基準連合会作成)
「エックス線安全作業基準 (一般社団法人日本非破壊検査工業会)」

別紙

講習科目及び時間割 (講師等の都合により変更する場合があります) <受付開始時間：8時15分～>

	時間割	科 目	範 囲	備 考
カリキュラム	9:00～9:10	教育内容説明		10分
	9:10～10:40	エックス線装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1時間30分
	10:40～10:50	休憩		10分
	10:50～11:20	電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	30分
	11:20～12:20	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1時間
	12:20～13:10	昼食		50分
	13:10～13:55	エックス線の装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(その1)	エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能	45分
	13:55～14:40	ガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(その1)	ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放射線源の構造及び放射性物質の性質	45分
	14:40～14:50	休憩		10分
	14:50～15:35	エックス線の装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(その2)	エックス線装置の操作及び点検	45分
	15:35～16:20	ガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(その2)	ガンマ線照射装置の操作及び点検	45分
	16:20～	<修了証の交付>		

技能講習等の修了証への旧姓等の併記を希望される方へ

下記の方法にて申込みの上、講習初日に証明書類の提出をお願いします。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになっています。

令和7年3月25日より、Web受付での入力方法を下記下線部の通り変更しました。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 予約情報入力画面において

「修了証に旧姓又は通称の併記を希望」の欄にて、「希望する」を選択してください。

「旧姓又は通称」の欄に併記を希望する旧姓又は通称を入力ください。姓と名の間は全角空白文字で区切ってください

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。

原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※ 証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

受講申込書による申込みをされる場合

別途、案内等に従って手続きをお願いします。

Web受付の場合と同様の証明書類を申請時に添付いただくとともに、講習初日の原本確認をさせていただくこととなります。

ご相談、ご質問は下記まで

一般社団法人兵庫労働基準連合会

078-231-6903